

岩手県告示第60号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成25年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 一関市大東町摺沢字石倉、字街道下、字観音堂、字新右エ門土手、字摺沢駅、字但馬崎及び字沼田
- （2） 公共測量を実施する期間 平成25年1月8日から同年3月8日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市北天昌寺
- （2） 公共測量を実施する期間 平成25年1月8日から同年3月8日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）